

令和 8 年 度

市民税・県民税特別徴収のしおり

〒028-8030 岩手県久慈市川崎町 1 番 1 号

久慈市総務部税務課市民税係

TEL 代表 (0194) 52-2111 内線 234・235
直通 (0194) 52-2114

納 入 場 所

◎ 取 扱 店

岩 手 銀 行 本店・各支店・各出張所
東 北 銀 行 久慈支店
北 日 本 銀 行 久慈支店
青森みちのく銀行 久慈支店
盛 岡 信 用 金 庫 久慈支店
東 北 労 働 金 庫 久慈支店
新岩手農業協同組合久慈支所
東日本信用漁業協同組合連合会北三陸支店(各営業店)
ゆうちょ銀行又は郵便局

- 市県民税特別徴収の納入は、上記金融機関等又は久慈市役所(本庁、山形総合支所)をご利用ください。
- 市外から送金する場合は、岩手銀行の各支店又はゆうちょ銀行若しくは郵便局をご利用ください。
- ゆうちょ銀行・郵便局をご利用される場合は綴込の指定通知書をゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。ただし、前年と同じゆうちょ銀行・郵便局の場合は必要ありません。

しおりの内容

1. ゆうちょ銀行・郵便局の指定について
2. 市県民税特別徴収の取扱について
3. 市県民税の退職所得の特別徴収について
4. 普通徴収から特別徴収への切替申請書（1枚）
5. 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書（1枚）
6. 給与所得者異動届出書について
給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動
届出書（10枚）

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

記

「指定通知書」(ゆうちょ銀行・郵便局提出用)を当初納入する際にゆうちょ銀行・郵便局名を記入して、そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

前年度利用された指定ゆうちょ銀行・郵便局は本年度も引き続き利用できますので提出の必要はありません。

令和8年5月15日

(ゆうちょ銀行・郵便局名)

ゆうちょ銀行

店長様
郵便局長様

岩手県 久慈市長



指 定 通 知 書

貴店を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、久慈市の市民税・県民税特別徴収税額の取扱店に指定しましたので通知いたします。

- 口座番号 02240-9-960980
- 加入者の名称 久慈市会計管理者
- 取りまとめ店 仙台貯金事務センター

市 県 民 税 特 別 徴 収 の 取 扱 に つ い て

市県民税の特別徴収につきましては、日頃格別な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和８年度市県民税の特別徴収をお願いすることになりましたが、次の事項に留意の上、御協力くださるようお願いいたします。

1 特別徴収とは

納税者の便宜を図るために地方税法及び市税条例の規定によって、納税者が１年間に納付しなければならない市県民税額を12回（６月から翌年５月まで）に分けて毎月の給与が支払われる際に差引いて事業所ごとに一括して納入していただく制度をいいます。

2 特別徴収義務者とは

給与の支払をする際に所得税を徴収して納付する義務のある者で、市税条例によって指定された事業所等をいいます。

したがって、市から送付された税額通知書により、毎月定められた税額を給与から差引いて、翌月の10日までに納入する義務を生ずることになります。

3 特別徴収される人

令和８年１月１日現在、久慈市に住所を有する人で引続き現在も給与の支払を受けている人です。なお、１月２日以後に市外へ転出された場合も令和８年度分は当市に納めていただきます。

4 納税義務のない人

障害者、未成年者、寡婦又はひとり親控除に該当する人で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人です。

5 市県民税税額通知書の納税者への配付

同封の特別徴収関係書類を受け取られましたら「令和８年度 市民税・県民税 特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」を直ちにそれぞれの納税者にお渡しください。

なお、氏名に誤りがありましたら当課までご連絡ください。

6 給与所得以外の所得に対する普通徴収の申出は

納税者に給与以外の所得（営業、農業、不動産、配当など）がある場合には、原則として給与所得に合算して特別徴収をすることになっておりますが、納税者が給与所得以外の所得に対する所得割額の全部又は一部を、普通徴収（納税通知書により納税者が直接納付）により納付したい旨の申し出があった場合には普通徴収の方法によることができますから、その旨をお早めに申し出てください。

7 月割額の徴収方法は

同封の「令和8年度 市民税・県民税 特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」に納税者別の月割額を記載してありますから、6月から翌年5月まで毎月給与の支払をする際に徴収してください。

なお、年税額が均等割のみである場合及び均等割相当額以下の人については、第1回分（6月分）のみの徴収となります。

8 月割額の納期限と納入する場所

各納税者から徴収した月割税額の合計額を「納入書」によって、表紙裏面記載の指定金融機関等に翌月10日までに納入してください。

9 月割額を納期限までに納入しなかった場合は

納期限の翌日から税額に地方税法に定める割合（各年の特例基準割合によって変更されますが、上限は14.6％、1月以内の上限は7.3％）を乗じて計算した延滞金が加算されるほか、滞納処分を受けることがあります。

10 納税者が退職又は転勤した場合

納税者が退職又は転勤などにより給与の支払を受けなくなった場合は、異動のあった月の翌月10日までにこの綴込にある「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要な事項を記入し、市長あてに提出してください。

11 退職又は転勤などの場合の未納月割額は

①退職により徴収されないこととなった月割額は、普通徴収の方法によって退職者の方に納入していただくことになります。ただし、6月1日から12月31日までの間に退職者の方が一括徴収を申し出た場合は、特別徴収義務者は残税額（未徴収分）を一括徴収することができます。なお、翌年1月1日以降の退職者については申し出がなくとも特別徴収義務者は残税額（未徴収分）を一括徴収することが義務づけられています。

②転勤により徴収されないこととなった月割額は、転勤先で引続き特別徴収の方法によって納入していただくことになります。

12 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額に誤りがあったり、修正申告等により税額を変更した場合は直ちに「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますから、変更された月割税額を徴収してください。

13 特別徴収義務者番号は

特別徴収納入書の表紙にある番号が指定番号ですから、令和8年度分の特別徴収に係る「納入書」、「異動届出書」その他の書類にはすべてこの番号を記入してください。

14 税 率

① 均 等 割

市民税 3,000円、県民税 2,000円（県民税均等割のうち1,000円分は、いわての森林づくり県民税としてご負担いただくものです。）

② 所得割の税率（課税所得金額にかかわらず一律）

市民税 6 %

県民税 4 %

③ 森林環境税

令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市区町村において、個人住民税均等割と併せて一人年額1,000円が課税されます。

15 所得控除

- ① 雑損控除

所得金額の10%を超える金額（災害関連支出のある場合は別計算になります。）
- ② 医療費控除

200万円（セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けた場合8万8千円）を限度として控除されます。
- ③ 社会保険料控除

全額
- ④ 小規模企業共済等掛金控除

全額
- ⑤ 生命保険料控除

支払金額		控除額
新契約	12,000円以下のとき	全額
	12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円
	32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円
	56,000円超のとき	28,000円
旧契約	15,000円以下のとき	全額
	15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円
	40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円
	70,000円超のとき	35,000円
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円） 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）		

⑥ 地震保険料控除

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
① 地震保険契約に係るもの	50,000円以下の場合	支払った保険料の半額
	50,000円を超える場合	25,000円
② 長期損害保険契約に係るもの（平成18年12月31日以前締結の損害保険契約等で、満期返戻金があり、保険期間が10年以上のもの）	5,000円以下の場合	支払った損害保険料の全額
	5,000円を超え15,000円以下の場合	$\left[\text{支払った損害保険料の金額} \right] \times \frac{1}{2} + 2,500\text{円}$
	15,000円を超える場合	10,000円
③ ①と②の両方がある場合		最高限度額 25,000円

⑦ 人的控除・扶養控除の控除額及び人的控除の控除差額

区 分			住 民 税 控 除 額	人的控除の 控 除 差 額
障 害 者 控 除 (本 人 ・ 扶 養)	普 通 障 害		26 万 円	1 万 円
	特 別 障 害		30 万 円	10 万 円
寡 婦 控 除			26 万 円	1 万 円
ひ と り 親 控 除			30 万 円	5 万 円
勤 労 学 生 控 除			26 万 円	1 万 円
配 偶 者 控 除 扶 養 控 除	一 般 扶 養		33 万 円	5 万 円
	老 人 扶 養		38 万 円	10 万 円
	同居老親 (扶養のみ)		45 万 円	13 万 円
	特定扶養 (扶養のみ)		45 万 円	18 万 円
	同居特別障害加算額		23 万 円	12 万 円
基 礎 控 除	納税者本人の 所 得 金 額	2,400万円以下	43 万 円	5 万 円
		2,400万円超2,450万円以下	29 万 円	5 万 円
		2,450万円超2,500万円以下	15 万 円	5 万 円

配偶者合計所得金額		本人合計所得が 900万円以下		本人合計所得が 900万円超950万円以下		本人合計所得が 950万円超1,000万円以下	
		住 民 税 控 除 額	所得税との 控除差額	住 民 税 控 除 額	所得税との 控除差額	住 民 税 控 除 額	所得税との 控除差額
配 偶 者 控 除	一 般	33万円	5万円	22万円	4万円	11万円	2万円
	老 人	38万円	10万円	26万円	6万円	13万円	3万円
配 偶 者 特 別 控 除	58万円超95万円以下	33万円	5万円	22万円	4万円	11万円	2万円
	95万円超100万円以下	33万円	3万円	22万円	2万円	11万円	1万円
	100万円超105万円以下	31万円	0円	21万円	0円	11万円	0円
	105万円超110万円以下	26万円	0円	18万円	0円	9万円	0円
	110万円超115万円以下	21万円	0円	14万円	0円	7万円	0円
	115万円超120万円以下	16万円	0円	11万円	0円	6万円	0円
	120万円超125万円以下	11万円	0円	8万円	0円	4万円	0円
	125万円超130万円以下	6万円	0円	4万円	0円	2万円	0円
	130万円超133万円以下	3万円	0円	2万円	0円	1万円	0円

区 分	所 得 額	住 民 税 控 除 額	所得税との 控 除 差 額
特 定 親 族 特 別 控 除	58万円超 85万円以下	45 万 円	18 万 円
	58万円超 90万円以下	45 万 円	16 万 円
	90万円超 95万円以下	45 万 円	6 万 円
	95万円超 100万円以下	41 万 円	0 円
	100万円超 105万円以下	31 万 円	0 円
	105万円超 110万円以下	21 万 円	0 円
	110万円超 115万円以下	11 万 円	0 円
	115万円超 120万円以下	6 万 円	0 円
	120万円超 123万円以下	3 万 円	0 円

16 税 額 控 除

①調 整 控 除

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

・ 合計課税所得金額（所得金額－所得控除金額）が200万円以下の場合

次の①、②のいずれか少ないほうの額に対して、市民税3％、県民税2％を乗じた金額。

①前頁の人的控除・扶養控除の適用がある場合、「所得税との控除差額欄」に掲げる金額の合計額

※ただし、配偶者特別控除の場合（配偶者合計所得金額が48万円超55万円未満である場合に限る）

は、右表に掲げる金額

②合計課税所得金額

・ 合計課税所得金額が200万円を超える場合

次の計算式により求められる額（計算結果が5万円を下回る場合は、5万円）に対して、市民税3％、県民税2％を乗じた金額。①－（②－200万円）

配偶者合計所得金額	本人合計所得	金額
48万円超50万円未満	900万円以下	5万円
	900万円超950万円以下	4万円
	950万円超1,000万円以下	2万円
50万円以上55万円未満	900万円以下	3万円
	900万円超950万円以下	2万円
	950万円超1,000万円以下	1万円

②配 当 控 除

種 類		課税所得金額		1,000万円以下 の 部 分		1,000万円超 の 部 分	
				市民税	県民税	市民税	県民税
利 益 の 配 当 等				1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証 券 投 資 信 託 等	外貨建等証券 投資信託以外			0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券 投 資 信 託			0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

③市・県民税の住宅借入金等特別控除

・ 平成21年～令和7年12月入居者

(1)、(2)のいずれか少ないほうの金額

(1)所得税の住宅借入金控除の可能額のうち所得税において控除しきれなかった額

(2)所得税の課税総所得金額等の額の5/100（上限 97,500円）

・ 平成26年4月～令和3年12月入居者

(1)、(2)のいずれか少ないほうの金額

(1)所得税の住宅借入金控除の可能額のうち所得税において控除しきれなかった額

(2)所得税の課税総所得金額等の額の7/100（上限 136,500円）

※ただし、住宅の対価又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8％又は10％の場合に限ります。

④配当割額控除額または株式等譲渡所得割額控除額

区 分	市 民 税	県 民 税
配当割額または株式等譲渡所得割額	3 / 5	2 / 5

⑤寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2千円を超える

場合には、その超える金額の道府県民税は4％、市町村民税は

6％に相当する金額（総所得金額等の合計額の30％を上限）

1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金

3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に

寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与す

る寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、

その超える金額に、右表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の

道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算

した金額（所得割の20％に相当する金額を超えるときは、その20％に相当

する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割 合
0円以上195万円以下	84.895％
195万円超330万円以下	79.79％
330万円超695万円以下	69.58％
695万円超900万円以下	66.517％
900万円超1,800万円以下	56.307％
1,800万円超4,000万円以下	49.16％
4,000万円超	44.055％
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90％
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

17 計 算 例

●所得額及び市民税・県民税の所得控除額

給与収入	6,057,702円	給与所得	4,404,800円	①
社会保険料控除	888,462円	配偶者特別控除	330,000円	②
生命保険料控除	56,000円	扶養控除(一般 1 人)	330,000円	
		基礎控除	430,000円	②
		所得控除合計	2,034,462円	

●税額控除前所得割額

課税所得金額(課税標準)	①4,404,800円－②2,034,462円＝2,370,000円(下3ケタ切捨)	③
税額控除前市民税所得割	③2,370,000円×6％＝142,200円	④
税額控除前県民税所得割	③2,370,000円×4％＝94,800円	⑤

●税額控除の金額

(調整控除)		
人的控除差額合計	50,000円(配偶者特別控除)＋50,000円(一般扶養控除)＋50,000円(基礎控除)＝150,000円	⑥
調整控除対象金額	⑥150,000円－(③2,370,000円－2,000,000円)＝△220,000円	
	※計算結果が50,000円に満たないため、調整控除額は50,000円	⑦

(住宅借入金等特別控除)

住宅借入金控除可能額	平成26年4月～令和3年12月入居者で(地方税法附則第61条の適用がある場合は令和4年まで)、 住宅の対価又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%の場合	左記以外の場合	
所得税の所得控除合計額	248,000円	173,600円	⑧
所得税の課税所得金額	2,208,462円		⑨
所得税額(復興特別所得税加算前)	①4,404,800円－⑨2,208,462円＝2,196,000円(下3ケタ切捨)		⑩
所得税で控除しきれない額	⑩2,196,000円×10%－97,500円＝122,100円(※所得税の税率は課税所得金額によって変わります。)		⑪
所得税の課税所得金額の7/100	⑧248,000円－⑪122,100円＝125,900円	⑧173,600円－⑪122,100円＝51,500円	⑫
住宅借入金控除対象金額	⑩2,196,000円×7%＝153,720円(※上限を越えているため136,500円)	⑩2,196,000円×5%＝109,800円(※上限を越えているため97,500円)	⑬
	⑫<⑬のため ⑫125,900円	⑫<⑬のため ⑫51,500円	⑭

●税額計算

税額控除後市民税所得割	調整控除	住宅借入金特別控除	調整控除	住宅借入金特別控除	⑮
税額控除後県民税所得割	④142,200円－(⑦50,000円×3%)－(⑭125,900円×3/5)＝65,100円(下2ケタ切捨)		④142,200円－(⑦50,000円×3%)－(⑭51,500円×3/5)＝109,800円(下2ケタ切捨)		⑮
市民税均等割	⑤94,800円－(⑦50,000円×2%)－(⑭125,900円×2/5)＝43,400円(下2ケタ切捨)		⑤94,800円－(⑦50,000円×2%)－(⑭51,500円×2/5)＝73,200円(下2ケタ切捨)		⑯
県民税均等割	3,000円				⑰
市民税額	2,000円				⑱
県民税額	⑤65,100円＋⑰3,000円＝68,100円		⑤109,800円＋⑰3,000円＝112,800円		⑲
森林環境税額	⑯43,400円＋⑱2,000円＝45,400円		⑯73,200円＋⑱2,000円＝75,200円		⑳
市民税・県民税年税額	1,000円				㉑
	⑲68,100円＋㉑45,400円＋㉑1,000円＝114,500円		⑲112,800円＋㉑75,200円＋㉑1,000円＝189,000円		㉒

●特別徴収月割額(令和8年6月から令和9年5月までの12か月間で徴収となります)

令和8年6月分	㉒114,500円－(㉒114,500円÷12月(下2ケタ切捨)×11月)＝10,000円	㉒189,000円－(㉒189,000円÷12月(下2ケタ切捨)×11月)＝16,300円
令和8年7月分から令和9年5月分まで	㉒114,500円÷12月＝9,500円(下2ケタ切捨)	㉒189,000円÷12月＝15,700円(下2ケタ切捨)

市県民税の退職所得の特別徴収について

退職所得に対する市県民税は所得税の退職所得の源泉徴収と同様に、退職手当等の支払の際に税額を計算し、納入していただくことになっております。

1. 退職所得の市県民税は、退職した日の属する年の1月1日現在の退職者の住所地の市町村に納入してください。

なお、死亡退職した人及び生活保護（退職した日の属する年の1月1日現在）を受けている人には課税されません。

2. 納入方法は、特別徴収の月割税額とあわせて、納入書によって翌月の10日までに納入してください。

なお、「納入済通知書」表の「退職」欄に税額を記入するほか、裏面の退職金の「納入申告書」欄に、その内訳を記入してください。

3. 退職所得にかかる税額の計算方法

(1) 勤務年数によって退職所得の控除額を算出します。

(控除額は所得税の場合と同じです)

(2) $(\text{退職金} - \text{退職所得の控除額}) \times \frac{1}{2} = \text{退職所得}$ (千円未満切捨)

※ただし、勤務年数5年以下の法人役員等（国会議員、地方議員、国家公務員、地方公務員を含みます）の退職所得について、 $\frac{1}{2}$ 課税はありません。

$(\text{退職金} - \text{退職所得の控除額}) = \text{退職所得}$ (千円未満切捨)

(3) $\text{退職所得} \times \text{税率}$ (市民税6%、県民税4%) = 住民税額

(4) 実際に税額を算出する場合は、勤務年数による控除をした残額 ($\frac{1}{2}$ をする前の金額) をもとにして「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引」により、市民税と県民税の退職所得の税額を求めてください。

4. 退職所得の控除額（1年未満の端数は1年に切上げ）

勤続年数	退 職 所 得 控 除 額
20年以下	40万円×勤続年数（80万円未満は、80万円）
20 年 超	800万円+70万円×（勤続年数－20年）

ただし、障害者となったことにより退職した場合は100万円を加算します。

市・県民税 普通徴収から特別徴収への切替申請書

久慈市長 様

提出 令和 年 月 日

※ 受付印		給与支払者 (特別徴収 義務者)	所在地	〒				法人番号				指定番号	
			フリガナ										
			名 称					担当者	係 名				
			代表者の 職 氏 名						氏 名				
									電 話				
給 与 所 得 者	フリガナ				生 年 月 日	A	円	B	円	A－B	円		
	氏 名					年税額		普通徴収 納付済額		差 引 き 未納付額			
	1月1日現在の住所						普通徴収 期分まで納付済						
	現住所						月分から徴収し、納付する。 ※↑必ず記入願います。						
	異動年月日	年 月 日											
	普通徴収 納税通知書 通知番号												
申請理由	☐ 入社のため ☐ 正社員となったため ☐ 以前から入社していたが、本人特別徴収希望のため ☐ その他（ ）					※市記入欄							
備考													

※適宜コピーをしてご利用をお願いします。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

◎変更があった場合はすみやかに提出してください。

令和 年 月 日 久慈市長様	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地			法人番号											
				指定番号												
		名 称			連絡者の 係・氏名 並びに 電話番号	係										
		代表者の 職氏名				氏名										
					電話											

	変 更 前		変 更 後	
フリガナ				
所 在 地	〒		〒	
フリガナ				
方 書				
フリガナ				
名 称				
電 話	() ー		() ー	
			変更年月日 令和 年 月 日	

◎お願い 所在地・方書・名称には誤読を避けるため必ずフリガナを振ってください。

給与所得者異動届出書について

1. 令和8年1月1日現在で給与の支払いを受けている人の給与支払報告書を提出していただいておりますが、その中で令和8年4月1日現在給与の支払いを受けなくなった人がある場合は、速やかに給与支払報告に係る給与所得者異動届出書を提出してください。
2. 同封の「税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」に記載された納税者の中で、退職・転勤等の理由により給与の支払いを受けなくなった場合には、必ず特別徴収に係る給与所得者異動届出書を異動の発生した月の翌月10日までに提出してください。
3. この届出が遅れますと、市の事務処理が遅れるばかりでなく、納入された金額と課税額が一致しないため差額を生じ、貴事業所の滞納額として残り督促状が発せられたり滞納処分を受けたりする場合があります。
また、退職者も未徴収税額について一度に多くの税額を納めていただくことにもなりますから、事由の発生した都度に提出されるよう特にご留意ください。

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

															年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度										
岩手県 久慈市長 殿 令和 年 月 日提出										〔特別徴収者 給与支払者〕		所在地		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号			
												フリガナ												宛 名 番 号			
										氏名又は名称												担 連 当 絡 者 先		所 属			
										個人番号 又は法人番号																個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載	
																		電 話		内線（ ）							
給 与 所 得 者	フリガナ												(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 日 年 月 日		異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税額の徴収方法				
	氏 名																										
	生年月日		年 月 日																								
	個人番号																										
	受給者番号														月 年		月 日		1. 退 職 ・ 長 職 勤 欠 亡 期 散 他 2. 転 休 3. 死 亡 4. 死 亡 5. 支 払 少 額 ・ 不 定 期 6. 合 併 ・ 解 散 7. そ の 他 〔事由・理由〕		1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本 人 納 付)						
	1月1日 現在の住所																										
異動後の 住 所												円		円		円											

1. 特別徴収継続の場合															月割額 _____ 円を													
新 しい 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号												(新規)		法 人 番 号												月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入します。(するよう連絡済みです。)	
	所 在 地		〒										担 当 者 連 絡 先		所 属													
	フリガナ														氏 名													
	氏名又は名称														電 話		内線（ ）										受 給 者 番 号	
																								納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		☐ 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要		

2. 一括徴収の場合															左記の一括徴収した税額は、							
理 由	☐ 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があつたため ☐ 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定月日										徴収予定額 (上記 (ウ) と同額)					☐ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。				
													月 日									

3. 普通徴収の場合															※市町村記入欄				
理 由	☐ 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため ☐ 2. 令和 年5月31までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため ☐ 3. 死亡による退職であるため																		

記載要領

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

(2) 退職後5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。

11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。

12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

13 ※印の欄は、記載しないでください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
給 特 別 徴 収

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書
特 別 徴 収

年 度																		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
岩手県 久慈市長 殿 令和 年 月 日提出				〔 給与支払者 特別徴収 〕 〔義務者〕		所 在 地 フリガナ		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号					
																		宛 名 番 号					
				氏名又は名称		担連 当 絡 者 先		所 属															
								氏 名															
個人番号 又は法人番号																一個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載		電 話		内線（ ）			
給 与 所 得 者	フリガナ						(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)		異 動 日 年 月 日		異 動 の 事 由				異動後の未徴収 税額の徴収方法				
	氏 名																						
	生年月日		年 月 日																				
	個人番号																						
	受給者番号						円		月から 月まで		月から 月まで		年 月 日		1. 退職・長 2. 転任 3. 休職 4. 死別 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 右から 番号を 記入 〔事由・理由〕				1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)				
	1月1日 現在の住所																						
異動後の 住 所																							

1. 特別徴収継続の場合																		月割額 _____ 円を												
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規)										法人番号																	月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入します。(するよう連絡済みです。)	
	所 在 地	〒										担当者連絡先	所 属																	
	フリガナ												氏 名																	
	氏名又は名称												電 話	内線 ()																
																		受給者番号												
																		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	☐	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要									

2. 一括徴収の場合				左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	
理 由	 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日		
			月 日	円	

3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため 右から番号を記入	

記載要領

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

(2) 退職後5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。

11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。

12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

13 ※印の欄は、記載しないでください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
給 特 別 徴 収

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書
特 別 徴 収

年 度																		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
岩手県 久慈市長 殿 令和 年 月 日提出				〔 給与支払者 特別徴収 〕 〔義務者〕		所 在 地 フリガナ		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号					
																		宛 名 番 号					
				氏名又は名称		担連 当 絡 者 先		所 属															
								氏 名															
個人番号 又は法人番号																一個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載		電 話		内線（ ）			
給 与 所 得 者	フリガナ						(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)		異 動 日 年 月 日		異 動 の 事 由				異動後の未徴収 税額の徴収方法				
	氏 名																						
	生年月日		年 月 日																				
	個人番号																						
	受給者番号						円		月から 月まで		月から 月まで		年 月 日		1. 退職・長 2. 転任・職 3. 休職 4. 死別 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 右から 番号を 記入 〔事由・理由〕				1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)				
	1月1日 現在の住所																						
異動後の 住 所																							

1. 特別徴収継続の場合																			
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号		(新規)	法 人 番 号												月割額 _____円を			
	所 在 地	〒			担 当 者 連 絡 先	所 属									月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入します。(するよう連絡済みです。)				
	フリガナ					氏 名													
	氏名又は名称					電 話	内線 ()								受給者番号				
																納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	☐	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合				左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	
理 由	 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日		
			月 日	円	

3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため 右から番号を記入	

記載要領

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

(2) 退職後5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。

11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。

12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

13 ※印の欄は、記載しないでください。

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

															年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度									
岩手県 久慈市長 殿 令和 年 月 日提出										〔 給与支払者 特別徴収 義務者 〕	所在地					〒					特別徴収義務者 指 定 番 号					
											フリガナ										担連 当 絡 者 先		所 属			
											氏名又は名称												氏 名			
											個人番号 又は法人番号															個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載
給 与 所 得 者	フリガナ					(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 日 年 月 日		異 動 の 事 由				異動後の未徴収 税額の徴収方法								
	氏 名																									
	生年月日		年 月 日																							
	個人番号					円		円		円		年 月 日		1. 退 職 ・ 長 職 勤 欠 亡 亡 期 散 他 2. 転 休 3. 死 亡 4. 支 払 少 額 ・ 不 定 期 5. 合 併 ・ 解 散 6. そ の 他 7. そ の 他 〔事由・理由〕 右から 番号を 記入				1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本 人 納 付) 右から 番号を 記入								
	受給者番号																									
	1月1日 現在の住所																									
異動後の 住 所																										

1. 特別徴収継続の場合															月割額 _____ 円を 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入します。(するよう連絡済みです。) 受 給 者 番 号 _____ 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) ☐ 右から 番号を 1. 必要 2. 不要 記入					
新 しい 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号							(新規) 法 人 番 号												
	所 在 地		〒					担 当 者 連 絡 先	所 属											
	フリガナ								氏 名											
氏名又は名称									電 話		内線（ ）									

2. 一括徴収の場合										左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。				
理 由	☐ 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があつ たため												
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出 がないため								月 日		円		

3. 普通徴収の場合										※市町村記入欄				
理 由	☐ 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため												
		2. 令和 年5月31までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため												
		3. 死亡による退職であるため												

記載要領

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

(2) 退職後5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。

11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。

12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

13 ※印の欄は、記載しないでください。

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

															年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度									
岩手県 久慈市長 殿 令和 年 月 日提出										〔 給与支払者 特別徴収 義務者 〕	所在地					〒					特別徴収義務者 指 定 番 号					
											フリガナ										担連 当 絡 者 先		所 属			
											氏名又は名称												氏 名			
											個人番号 又は法人番号															個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載
給 与 所 得 者	フリガナ					(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 日 年 月 日		異 動 の 事 由				異動後の未徴収 税額の徴収方法								
	氏 名																									
	生年月日		年 月 日																							
	個人番号					円		円		円		年 月 日		1. 退 職 ・ 長 職 勤 欠 亡 亡 期 散 他 2. 転 休 3. 死 亡 4. 支 払 少 額 ・ 不 定 期 5. 合 併 ・ 解 散 6. そ の 他 7. そ の 他 〔事由・理由〕 右から 番号を 記入				1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本 人 納 付) 右から 番号を 記入								
	受給者番号																									
	1月1日 現在の住所																									
異動後の 住 所																										

1. 特別徴収継続の場合															月割額 _____ 円を 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入します。(するよう連絡済みです。) 受 給 者 番 号 _____ 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) ☐ 右から 番号を 1. 必要 2. 不要 記入						
新 しい 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号							(新規)		法 人 番 号											
	所 在 地		〒					担 当 者 連 絡 先	所 属												
	フリガナ								氏 名												
氏名又は名称									電 話		内線（ ）										

2. 一括徴収の場合										左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。				
理 由	☐ 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があつ たため												
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出 がないため								月 日		円		

3. 普通徴収の場合										※市町村記入欄				
理 由	☐ 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため												
		2. 令和 年5月31までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため												
		3. 死亡による退職であるため												

記載要領

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

(2) 退職後5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。

11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。

12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

13 ※印の欄は、記載しないでください。

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

															年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度										
岩手県 久慈市長 殿 令和 年 月 日提出										〔 給与支払者 特別徴収 義務者 〕	所在地					〒					特別徴収義務者 指 定 番 号					
											フリガナ										担連 当 絡 者 先		所 属			
											氏名又は名称												氏 名			
											個人番号 又は法人番号															
給 与 所 得 者	フリガナ					(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法															
	氏 名																									
	生年月日		年 月 日																							
	個人番号					円	円	円	年	月	日	1. 退 2. 転 3. 休 4. 死 5. 支 6. 合 7. そ 右から 番号を 記入 〔事由・理由〕	1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本 人 納 付)													
	受給者番号																									
	1月1日 現在の住所																									
異動後の 住 所																										

1. 特別徴収継続の場合															月割額 _____ 円を					
新 し い 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号							(新規)	法 人 番 号							____ 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入します。(するよう連絡済みです。)				
	所 在 地		〒					担 当 者 連 絡 先	所 属											
	フリガナ								氏 名											
	氏名又は名称								電 話		内線（ ）					受 給 者 番 号				
														納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		☐ 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要				

2. 一括徴収の場合															左記の一括徴収した税額は、				
理 由	☐	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があつたため										徴収予定月日		徴収予定額 (上記 (ウ) と同額)		☐ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。			
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										月 日		円					

3. 普通徴収の場合															※市町村記入欄				
理 由	☐	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため																	
		2. 令和 年5月31までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため																	
		3. 死亡による退職であるため																	

記載要領

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

(2) 退職後5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。

11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。

12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

13 ※印の欄は、記載しないでください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
給 特 別 徴 収

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書							年 度		1．現年度 2．新年度 3．両年度							
岩手県 久慈市長 殿 令和 年 月 日提出						([特別徴収義務者]) 給与支払者	所在地 〒		特別徴収義務者指定番号							
							フリガナ		宛名番号							
							氏名又は名称		担連当絡者先	所 属						
							個人番号又は法人番号			氏 名						
									電 話							
								内線 ()								
給 与 所 得 者	フリガナ						(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異 年 月 日 動	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法				
	氏　名															
	生年月日	年 月 日														
	個人番号															
	受給者番号						円	月から 月まで	円	月から 月まで	円	年 月 日	円 右から 番号を 記入	1. 退職・長 2. 転任・職 3. 休職・少 4. 死別・支 5. 合併・解 6. その他 7. その他 〔事由・理由〕	円 右から 番号を 記入	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	1月1日現在の住所															
異動後の住所																

1. 特別徴収継続の場合																		
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号		(新規)	法 人 番 号														月割額 _____円を
	所 在 地	〒			担当者連絡先	所属										☐ 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入します。(するよう連絡済みです。)		
	フリガナ					氏名												
	氏名又は名称					電話	内線 ()									受給者番号		
															納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	☐	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合				左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	
理 由	 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日		
			月 日	円	

3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため 右から番号を記入	

記載要領

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

(2) 退職後5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。

11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。

12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

13 ※印の欄は、記載しないでください。

報告書
支給と
給与に
係る
異動
届出
書

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書
特 別 徴 収

															年 度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
岩手県 久慈市長 殿 令和 年 月 日提出				〔 給与支払者 特別徴収 義務者 〕		所 在 地		〒							特別徴収義務者 指 定 番 号							
						フリガナ									宛 名 番 号							
						氏名又は名称									担連 当 絡 者 先		所 属					
						氏 名																
						個人番号 又は法人番号													←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載	電 話		内線 ()
給 与 所 得 者	フリガナ						(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由				異動後の未徴収 税額の徴収方法							
	氏 名																					
	生年月日		年 月 日																			
	個人番号																					
	受給者番号						円	月 から 月 まで	月 から 月 まで	年 月 日	右から 番号を 記入 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払 6. 少額 7. 合併 8. その他 職 勤 欠 亡 期 散 他 長 ・ 不 定 解 の 事 由 ・ 理 由 	右から 番号を 記入 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)										
	1月1日 現在の住所																					
異動後の 住 所																						

1. 特別徴収継続の場合																						
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者指 定 番 号	(新規) 法 人 番 号															月割額 _____円を □ 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入します。(するよう連絡済みです。)					
	所 在 地	〒									担 当 者 連 絡 先	所 属								受 給 者 番 号		
	フリガナ											氏 名										
	氏名又は名称											電 話	内線（ ）							納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	□ 右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合				左記の一括徴収した税額は、	
理 由	☐ 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため ☐ 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 右から番号を記入	徴収予定月日	徴収予定額 (上記 (ウ) と同額)	☐ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	
		月 日	円		

理 由	3. 普通徴収の場合	※市町村記入欄
	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため 右から番号を記入	

記載要領

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

(2) 退職後5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。

11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。

12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

13 ※印の欄は、記載しないでください。

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

															年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度										
岩手県 久慈市長 殿 令和 年 月 日提出										〔 給与支払者 特別徴収 義務者 〕	所在地					〒					特別徴収義務者 指 定 番 号					
											フリガナ										担連 当 絡 者 先		所 属			
											氏名又は名称												氏 名			
											個人番号 又は法人番号															
給 与 所 得 者	フリガナ					(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法															
	氏 名																									
	生年月日		年 月 日																							
	個人番号					円	円	円	年	月	日	1. 退 2. 転 3. 休 4. 死 5. 支 6. 合 7. そ 右から 番号を 記入 〔事由・理由〕	1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 （ 本 人 納 付 ）													
	受給者番号																									
	1月1日 現在の住所																									
異動後の 住 所																										

1. 特別徴収継続の場合															月割額 _____ 円を					
新 しい 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号							(新規)	法 人 番 号							____ 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入します。(するよう連絡済みです。)				
	所 在 地		〒					担 当 者 連 絡 先	所 属											
	フリガナ								氏 名											
	氏名又は名称								電 話		内線（ ）					受 給 者 番 号				
														納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		☐ 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要				

2. 一括徴収の場合															左記の一括徴収した税額は、					
理 由	☐	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があつたため										徴収予定月日		徴収予定額 (上記 (ウ) と同額)		☐ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。				
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										月 日		円						

3. 普通徴収の場合															※市町村記入欄				
理 由	☐	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため																	
		2. 令和 年5月31までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため																	
		3. 死亡による退職であるため																	

記載要領

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

(2) 退職後5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。

11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。

12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

13 ※印の欄は、記載しないでください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
給 特 別 徴 収

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書
特 別 徴 収

年 度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

岩手県
久慈市長 殿

〔特別徴収者〕
給与支払者

所 在 地

フリガナ

氏名又は名称

個人番号
又は法人番号

〒

特別徴収義務者
指 定 番 号

宛 名 番 号

担連
当 絡
者 先

所 属
氏 名

電 話

内線 ()

給
与
所
得
者

フリガナ

氏 名

生年月日

個人番号

受給者番号

1月1日
現在の住所

異動後の
住 所

(ア)
特別徴収税額
(年税額)

(イ)
徴収済額

(ウ)
未徴収税額
(ア) - (イ)

異 動 日
年 月 日

異 動 の 事 由

異動後の未徴収
税額の徴収方法

月から
月まで

月から
月まで

年
月
日

1. 退職
2. 転職
3. 休職
4. 死亡
5. 支払
6. 合併
7. その他
右から
番号を
記入
〔事由・理由〕

1. 特別徴収継続
2. 一括徴収
3. 普通徴収
(本人納付)

円

円

円

1. 特別徴収継続の場合																		
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号		(新規)	法 人 番 号													月割額 _____円を	
	所 在 地	〒			担当者連絡先	所属										月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入します。(するよう連絡済みです。)		
	フリガナ					氏名												
	氏名又は名称					電話	内線 ()									受給者番号		
															納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	☐	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合				左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	
理 由	 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日		
			月 日	円	

3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため 右から番号を記入	

記載要領

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

(2) 退職後5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。

11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。

12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

13 ※印の欄は、記載しないでください。